

士別市地域循環型住宅リフォーム促進助成金のお知らせ

地域経済の好循環を図り市内経済の活性化を図るため、地元建設業者により、居住する住宅をリフォームする場合に助成金及び地域ポイントを交付します。

1. 申請時期

申請時期は2回に分かれております。またそれぞれの申請期間における予算枠が決まっております。施工時期・内容等が確定した時点でお申込ください。

【第1回】 毎年4月1日～8月31日 **【第2回】** 毎年9月1日～3月31日

※施工時期・内容が未確定な状態で申請することはできません。

※原則として3月31日までに工事完了するものが対象となります。

2. 予算枠

【第1回】 年度当初予算額の約7割

【第2回】 年度当初予算額に達するまで

受付は先着順とし、予算枠に達すると受付終了となります。

※受付終了となった場合は、市HPで周知いたします。

(受付例) 年間予算額：1,800万円 **【第1回】** 1,260万円 **【第2回】** 540万円

【第1回】

①申請日：4月1日 外壁塗装工事 工期：4月15日～6月30日

⇒ ○ (申請可能)

②申請日：4月1日 キッチン改修 工期：未定

⇒ × (申請不可)

※工期または施工内容が決まっていないものは申請できません。確定後申請願います。

《7月31日に、予算上限【1,260万円】に達した場合》

④申請日：8月1日 浴室改修 工期：9月1日～9月30日

⇒ × (申請不可) ※予算上限に達したため、【第2回】の申請時期までお待ちください。

【第2回】

⑤申請日：9月1日 屋根塗装工事 工期：8月15日～8月30日

⇒ × (申請不可) ※工事着手済または完了済のものについては、申請できません。

⑥申請日：9月1日 屋根塗装工事 工期：9月15日～9月30日

⇒ ○ (申請可能)

2. 助成の対象となる方

下記の要件をすべて満たしている方

- ・本市に居住し、市税を完納しており、地元建設業に発注し住宅リフォーム工事を行う方（今後、居住予定の方も含みます※）
- ・「土別市朝日町持家住宅奨励金交付要綱」、「土別市朝日町持家住宅増改築等補助金交付要綱」、「土別市住宅改修促進助成金交付要綱」、「土別市住宅新築促進助成金交付要綱」に基づく奨励金等の交付を受けていない方

※住宅の工事終了後、おおよそ 14 日以内に住民票の異動をする場合を指します。

【同一人について、1 回限りの助成とします】

本制度では、同一住宅について所有者が変更となった場合
助成の対象となります。

3. 地元建設業者とは

市内に事業所等を有して建設業を営み、住宅リフォーム工事を当該事業所等が自ら施工する業者であること

4. 助成対象工事

住宅の増築・改築・修繕及び設備に対する工事費用が、50万円（税込）以上の工事
※地域ポイントについては、工事費用が、20万円（税込）以上の工事から対象となります

| 区分 | 工事内容 |
|----|--|
| 増築 | ①既存の住宅部分がない場所に、住宅の床面積を増加させる工事 ②既存の住宅部分以外を住宅に変更し、住宅の床面積を増加させる工事 |
| 改築 | ①既存の住宅部分の一部を取壊し、その場所に改めて住宅を建築する工事 |
| 修繕 | 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させる工事 ①基礎、土台、柱、外壁、屋根、床、天井等の修繕又は補強工事 ②間取の変更等の模様替え工事 ③断熱改修工事又は遮音工事 |
| 設備 | 電気、給排水、暖房、空調等の工事 |

※ただし、次の①～④までの費用については、助成対象工事に含みません。

- ①設計費、外構工事費（舗装、植栽、塀、車庫、物置等）
- ②居住する住宅以外の部分の工事費
- ③「土別市水洗トイレ改造等資金貸付に関する条例」による資金を借受けて改修する対象工事費
- ④「障害者自立支援法」・「介護保険法」及び国・道などの助成等を受けて改修する対象工事費

5. 助成

◎助成金（改修に要する費用が50万円以上の場合、対象）※全て定額、重複不可

- ・市内事業者を活用した住宅改修工事 については、10万円
- ・中古住宅の改修工事 については、15万円
- ・ゼロカーボン対策を踏まえた改修工事 については、20万円
- ・移住者が行う住宅改修工事 については、20万円

◎地域ポイント（改修に要する費用が20万円以上の場合、対象）※重複可

地域ポイントは、サフォークスタンプ協同組合が発行するポイントとなります。

| 基本ポイント（改修に要する費用が20万円以上の場合） | |
|----------------------------|-----|
| 50万円以上の改修 | 1万円 |
| 20万円から50万円未満の改修 | 2万円 |

| 加算ポイント（基本ポイントに併せ、該当する場合） | |
|--------------------------|------|
| 中古住宅を改修 | 5万円 |
| 道産木材活用 | 3万円 |
| ゼロカーボン対策を踏まえた改修工事 | 10万円 |
| 移住者 | 10万円 |

助成例)・100万円を外壁改修工事を実施

→助成金10万円+地域ポイント（基本ポイント）1万円=合計11万円分助成

・移住者が中古住宅を取得し、100万円の内装工事を実施

→助成金20万円（移住者 ※1）

+地域ポイント（基本ポイント+中古住宅改修+移住者 ※2）16万円

=合計36万円分助成

※1 助成金については中古住宅の改修工事（15万円）、移住者が行う住宅改修工事（20万円）がそれぞれ対象となるが重複不可のため移住者の20万円を適用

※2 基本ポイント1万円+中古住宅改修5万円+移住者10万円=16万円



6. 各種定義

中古住宅

他者が所有する物件を自己の所有とし、3ヶ月が経過していないもの

移住者

本市以外に居住するものが本市に転入し居住するもの

※前々住所が土別市の場合は、少なくとも1年以上前住所に居住していることが必要

ゼロカーボン対策

50万円以上の費用をかけ、以下の対象設備の設置又は交換が行われる場合

設置および交換が対象：太陽光発電設備

交換が対象：エアコン、照明器具、電気便座、電気温水機器（ヒートポンプ式）、ガス（石油）ストーブ、ガス調理機器、ガス（石油）温水機器、断熱材、サッシ、複層ガラス

※対象設備については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律によるトップランナー制度等での目標基準値を満たすものであることが条件となります。



道産木材活用

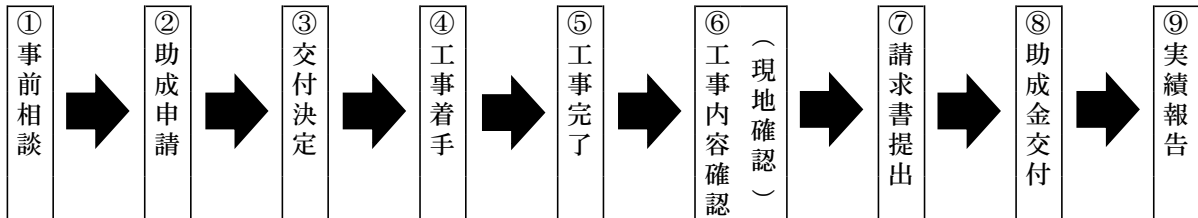
木材を原材料とする20万円以上の工事において、全体のうち70%以上、道産木材が使用される工事が対象

道産木材：北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材・木材製品をいう。

※工賃などを含めず、使用する木材の費用が20万円以上の場合に対象となります。



7. 申請方法



※事業費が、10万円を超える場合は、変更申請を行うこととなります。

申請時提出書類

◇助成申請の提出書類

※必ず工事着工前に、申請を行って下さい。

- 申請書、収支予算書、士別市地域循環型住宅リフォーム促進助成事業施工業者届出書(市の様式)
- 工事見積書、図面
- 申請者の住民票、市税の完納が確認できるもの
- 住宅の所有を確認できる書類(※次のいずれかの書類とします)
 - ①固定資産税・都市計画税課税明細書(納税通知書と併せて送付されるもの)の写し
 - ②登記済証(権利書)の写し
 - ③建物登記事項証明書(法務局発行)の写し
- 工事対象住宅の位置が分かるもの

～加算等を受ける場合の確認書類～

【中古住宅】

- 物件の取得年月日が確認できる書類(他の提出書類にて確認出来る場合は省略可能)
(売買契約書の写し、建物登記事項証明書(法務局発行)の写し)

【ゼロカーボン対策】

- 太陽光発電設備
(発電容量が確認できる書類(製品カタログ等))
- それ以外の設備
(トップランナー制度に定められる目標基準値を上回ることが確認できる書類(カタログ等))

【道産木材】

- 道産木材の活用が確認できる書類
(産地証明、メーカー等の証明(任意書式可))

【移住者】

- 前住所が確認出来る書類

※別途工事着手・完了及び実績報告が必要となります。

【申請及びお問い合わせ先】

※お気軽にお問い合わせください。

●士別市経済部商工労働観光課

電話：26-7137